

さいたま市契約公報 第 1 3 号 令和 6 年 7 月 1 6 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
---	---

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1 件）

○可搬型手術用顕微鏡	1
------------	---

特定調達契約の落札者等の公示

・さいたま市電子文書管理システムソフトウェア賃貸借	5
・消防ポンプ自動車	5
・救急自動車	6
・消防団消防ポンプ自動車	6
・食器食缶洗浄機	6
・塵芥収集機械車 2 t 積載	6
塵芥収集機械車 3 t シャーシー（プレス式・強制排出車）	6
塵芥収集機械車 3 t シャーシー（回転板式・ダンプ排出車）	6
・屈折はしご付消防自動車	6
・さいたま市市営住宅管理システム賃貸借	6
・さいたま市市税等収納・納付代行事務（令和 7 ～ 8 年度収納分）	6

一般競争入札の告示（7 件）

○健康福祉センター東楽園 一般什器一式	7
○健康福祉センター東楽園 プール備品一式	9
○健康福祉センター東楽園 スポーツ備品一式	1 2
○健康福祉センター東楽園 ブラインド一式	1 5
○特殊詐欺防止自動通話録音装置設置業務	1 8
○さいたま市地域包括支援センターパンフレット作成業務	2 0
○令和 7 年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」作成業務	2 3

公募型プロポーザル方式の手続の開始（1 件）

○さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務	2 7
-------------------------	-----

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第 8 6 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 6 年 7 月 1 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

可搬型手術用顕微鏡

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和 7 年 3 月 3 1 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 6 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 6 年 7 月 2 5 日（木）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 4 5 号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者であること。
- (7) 令和 4 年 4 月 1 日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 2 7 4

(2) 交付期間

公告の日から令和6年8月5日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年8月13日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年8月28日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課調達係

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月30日（金）午後1時30分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院アセンブリーホール

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月30日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

ウ 受付時間

休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

Portable surgical microscope

- (2) Date and time of tender:

August 30, 2024, 1:30 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

Hospital Finance Division, Department of Hospital Administration, City Hospital,
Bureau of Health and Hygiene, Saitama City
2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan
Tel:048-873-4274

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第 87 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 7 月 16 日

さいたま市長 清 水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 87-1 ②さいたま市電子文書管理システムソフトウェア賃貸借 一式 ③さいたま市総務局総務部総務課 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 6 年 6 月 14 日 ⑤三菱 H C キャピタル株式会社本社 執行役員 安栄香純 東京都千代田区丸の内 1-5-1 ⑥ 4,333,010 円（月額）
⑦一般競争入札 ⑧令和 6 年 4 月 30 日さいたま市公告（調達）第 55 号

① 87-2 ②消防ポンプ自動車 1 台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 ④令和 6 年 5 月 29 日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司 東京都港

区芝５－３６－７ 三田ベルジュビル１９階 ⑥４６，８６０，０００円 ⑦一般競争入札 ⑧令和
６年４月１５日さいたま市公告（調達）第４６号

①８７－３ ②救急自動車 ４台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤６
－４－４ ④令和６年５月２９日 ⑤埼玉トヨタ自動車株式会社 代表取締役 嶋田光剛 さいたま
市中央区下落合６－１－１８ ⑥１５５，６２８，０００円 ⑦一般競争入札 ⑧令和６年４月１５
日さいたま市公告（調達）第４７号

①８７－４ ②消防団消防ポンプ自動車 ３台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市
浦和区常盤６－４－４ ④令和６年５月２９日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 山北忠司 東
京都港区芝５－３６－７ 三田ベルジュビル１９階 ⑥７１，２８０，０００円 ⑦一般競争入札 ⑧
令和６年４月１５日さいたま市公告（調達）第４８号

①８７－５ ②食器食缶洗浄機 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤６－
４－４ ④令和６年６月３日 ⑤日本給食設備株式会社埼玉営業所 所長 渡辺佳嗣 さいたま市緑
区大門１１０－１ ワークオフィス浦和東２０３ ⑥３７，３６７，０００円 ⑦一般競争入札 ⑧
令和６年４月１５日さいたま市公告（調達）第４９号

①８７－６ ②(1)塵芥収集機械車２ｔ積載 ４台 (2)塵芥収集機械車３ｔシャーシー（プレス式・強
制排出車） ３台 (3)塵芥収集機械車３ｔシャーシー（回転板式・ダンプ排出車） ３台 ③さいた
ま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤６－４－４ ④令和６年６月３日 ⑤(1)新明和
工業株式会社特装車事業部営業本部関東支店 支店長 板村彰 さいたま市北区宮原町２－４１－１
２ (2)及び(3)極東開発工業株式会社埼玉営業所 所長 桜井睦記 さいたま市北区東大成町２－２９
９－１ ⑥(1)４７，１３４，９２５円 (2)３７，２９０，０００円 (3)３４，６５０，０００円 ⑦
一般競争入札 ⑧令和６年４月１５日さいたま市公告（調達）第５０号

①８７－７ ②屈折はしご付消防自動車 １台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市
浦和区常盤６－４－４ ④令和６年６月１２日 ⑤日本機械工業株式会社本社営業部 部長 山下康
弘 東京都八王子市中野上町２－３１－１ ⑥１６６，３２０，０００円 ⑦一般競争入札 ⑧令和
６年４月３０日さいたま市公告（調達）第５６号

①８７－８ ②さいたま市市営住宅管理システム賃貸借 一式③さいたま市建設局建築部住宅政策課
さいたま市浦和区常盤６－４－４ ④令和６年６月１２日 ⑤株式会社ジーシー埼玉支社 支社
長 水野文雄 埼玉県熊谷市筑波２－１５ 大樹生命熊谷ビル４階 ⑥３８３，３５０円（月額） ⑦
一般競争入札 ⑧令和６年４月３０日さいたま市公告（調達）第５８号

①８７－９ ②さいたま市市税等収納・納付代行事務（令和７～８年度収納分） 一式 ③さいたま
市出納室出納課 さいたま市浦和区常盤６－４－４ ④令和６年５月２９日 ⑤株式会社電算システ
ム 代表取締役 高橋譲太 岐阜県岐阜市日置江１－５８ ⑥７０．９５円（単価） ⑦一般競争入

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第1199号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年7月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

健康福祉センター東楽園 一般什器一式

(2) 納入場所

さいたま市見沼区膝子984

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和7年3月7日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」又は「木製什器」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048(829)1181

(2) 交付期間

告示の日から令和 6 年 7 月 26 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 8 月 1 日（木）及び令和 6 年 8 月 2 日（金）午前 9 時から午後 5 時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月26日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月26日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　048（829）1181　FAX　048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1200号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年7月11日

さいたま市長　清水　勇　人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名（物品の購入）
健康福祉センター東楽園 プール備品一式
- (2) 納入場所
さいたま市見沼区膝子 984
- (3) 数量・特質等
入札説明書のとおり
- (4) 納入期限
令和 7 年 3 月 7 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「体育用品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2 の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181
- (2) 交付期間
告示の日から令和 6 年 7 月 26 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年8月1日（木）及び令和6年8月2日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月26日（月）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第 66 号) 第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 8 月 26 日 (月) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048 (829) 1181 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1201 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 11 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

健康福祉センター東楽園 スポーツ備品一式

(2) 納入場所

さいたま市見沼区膝子 984

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和 7 年 3 月 7 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「学校・保育用品」内の営業種目「体育用品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181
- (2) 交付期間
告示の日から令和6年7月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
3(2)に同じ
- (3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年8月1日（木）及び令和6年8月2日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月26日（月）午後2時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月26日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1202号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年7月11日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

健康福祉センター東楽園 ブラインド一式

(2) 納入場所

さいたま市見沼区膝子984

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和7年3月7日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「広告・装飾」内の営業種目「室内装飾品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和6年7月26日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年8月1日（木）及び令和6年8月2日（金）午前9時から午後5時まで。なお、交付

日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月26日（月）午後2時45分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月26日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課

電話　048（829）1181　FAX　048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否
要

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 1 8 5 号

特殊詐欺防止自動通話録音装置設置業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
特殊詐欺防止自動通話録音装置設置業務
- (2) 履行場所
さいたま市内
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和 6 年 1 2 月 2 7 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5 ・ 6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「保守点検」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 令和 4 年度以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p115174.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年7月23日（火）午後5時まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和6年7月23日（火）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。）とし、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

担当 防犯係 電話048（829）1217

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

4(3)に同じ

(2) 交付日時

令和6年7月26日（金）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 7 月 3 1 日（水）午前 1 0 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市役所西会議棟 1 階第 7 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 7 月 3 1 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

電話　0 4 8（8 2 9）1 2 1 4　F A X　0 4 8（8 2 9）1 9 6 9

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 2 0 6 号

さいたま市地域包括支援センターパンフレット作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和６年７月１１日

さいたま市長 清水 勇 人

１ 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市地域包括支援センターパンフレット作成業務

(2) 履行場所

さいたま市内 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和６年１１月２５日まで

２ 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」内の受注希望業務「パンフレット等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 令和４年４月１日以降に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

３ 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課
担当 地域支援係 電話 ０４８（８２９）１２５７

(2) 交付期間

告示の日から令和６年７月２５日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年7月31日（水）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月7日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第7会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 8 月 7 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電話 048（829）1259 FAX 048（829）1981

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課

電話 048（829）1257 FAX 048（829）1981

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1186 号

令和 7 年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 7 月 9 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 7 年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 6 年 9 月 20 日から令和 7 年 3 月 21 日まで

2 参加形態

単体企業

3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」内の受注希望業務「パンフレット等」及び「デザイン」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定及び再生計画の認可がなされている者は、この限りでない。

- (6) 令和 2 年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p098478.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和6年7月26日（金）まで

(3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和6年7月29日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

担当 家庭系ごみ係 電話 048（829）1336

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和6年8月16日（金）までに交付するものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月21日（水）10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎地下1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年8月21日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部資源循環政策課
電話 048（829）1337 FAX 048（829）1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話 048（829）1336 FAX 048（829）1991

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

○公募型プロポーザル方式の手続の開始

さいたま市告示第 1 2 2 0 号

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和 6 年 7 月 1 2 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたま市新庁舎整備基本設計等発注者支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外

(3) 業務概要

本業務は、新たな市役所本庁舎等の整備に関する基本設計に向けて本市が別に発注する「さいたま市新庁舎整備基本設計業務」の受注者、今後発注予定の実施設計・建築工事に係る事業の受注者及び本市から、それぞれ技術的な中立性を保ちつつ、本市側の立場から基本設計における事業計画、事業スケジュール、事業費及び事業手法等の妥当性を確認するなど、大規模事業のマネジメントを目的とする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 2 6 日まで

(5) 事業費限度額

本プロポーザルの予算上限額は 9 8, 1 2 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次のア～カの全ての要件を満たす構成員（イは代表構成員のみ）により結成されたものとし、その結成方法は、キによるものとする。

ア 本告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。なお、代表構成員は名簿（設計・調査・測量）に業務「建築関連コンサルタント」又は「建設コンサルタント」で登載されている者であること。

イ 平成 2 6 年度以降に、地方公共団体の庁舎又は延べ床面積 3 万平米以上の事務所に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント業務を受託し、適切に履行を完了した実績を有する者であること。

ウ 現場責任者又は技術管理者は、日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー（以下「CCMJ」という。）及び一級建築士の資格を有し、かつ地方公共団体の庁舎又は延べ床面積 1 万平米以上の事務所に係る基本設計又は実施設計のコンストラクション・マネジメント業務の実績を有する者であること。

エ さいたま市新庁舎整備基本設計業務の応募者及びその関連企業（会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 2 条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士

にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）に該当する者でないこと。

オ 次のいずれにも該当しない者であること。

(7) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第32号第1項各号に掲げる者

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(7) 中小企業組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

カ 告示の日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。

キ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(7) 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

a 2者の場合 30パーセント以上

b 3者の場合 20パーセント以上

(4) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

(7) 構成員は、本プロポーザルに係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記(1)ア～カに掲げる代表構成員の要件を全て満たしている者であること。ただし、本プロポーザルに係る特定共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加している者は参加できない。

3 企画提案に係る招請説明書の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、企画提案に係る招請説明書を交付する。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード（以下「ホームページ」とはこのアドレスをいう。）

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/007/002/022/001/004/p115225.html>

(2) 交付期間

本告示日から令和6年8月2日（金）まで

4 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。なお、電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

(1) 受付期間

本告示日から令和6年7月25日（木）午後4時まで

(2) 受付方法

電子メール（詳細は企画提案に係る招請説明書による。）

メールアドレス city-hall-project@city.saitama.lg.jp

(3) 到達確認先

さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当

電話 048（829）1038

(4) 質問に対する回答予定日

令和6年7月29日（月）までに行う。

(5) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

5 参加表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思表明の手続きを行い、参加資格の確認審査を受けること。

(1) 提出書類

ア 単体企業の場合

(7) プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式5）

(f) 業務経歴書（様式3）

(g) 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

(c) 業務の実施体制調書（様式4）

イ 特定共同企業体の場合

(7) 共同企業体プロポーザル参加表明書兼資格確認審査申請書（様式6）

(f) 共同企業体協定書（様式7）

(g) 共同企業体協定書第8条に基づく協定書（様式8）

(c) 委任状（様式9）

(f) 業務経歴書（様式3）

(g) 2(1)イの実績を証する書類（契約書の写し及び完了を証明する書類等の写し）

(c) 業務の実施体制調書（様式4）

(2) 受付期間

本告示日から令和6年8月2日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部新庁舎等整備担当（本庁舎5階）

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 参加資格の確認

参加資格確認終了後、令和6年8月6日（火）を目途に、参加資格確認通知書を参加表明書に記載された連絡先に郵送する。

6 企画提案書等の提出

必要部数などの詳細については、企画提案に係る招請説明書の「8 企画提案書等の提出」を参照すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書 任意様式

ウ 会社概要 名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等の記載がある任意様式（上の項目があれば会社パンフレット等による提出可。）

エ 見積書 任意様式（委託業務の一切の経費を含む。内訳書も作成すること）

オ ア～エをPDF形式にまとめたCD-R又はDVD-R

(2) 提出期間

令和6年8月9日（金）から令和6年8月23日（金）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

(3) 受付場所

5(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格要件を満たさなくなったとき。

イ 企画提案書に虚偽の記載をしたとき。

ウ 審査の公平性を害する行為を行ったとき。

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載したとき。

オ 企画提案に係る招請説明書に示す各評価項目・評価基準（見積価格を除く。）の提案が記載されていないとき。

カ プレゼンテーションに参加しなかったとき。

7 プレゼンテーション

参加資格確認通知書により、参加資格を有すると認められた者のうち、プレゼンテーション審査への出席を要請された者は、令和6年9月12日（木）に実施する事業者選定委員会において、企画提案書を補完する説明（プレゼンテーション）を行うこと。なお、時間、場所等の詳細については、令和6年8月30日（金）を目途に通知する。

8 業者決定の方法

業者決定は、事業者選定委員会による審査を実施し委託業者を選定する。業者決定に当たっての審査方法等は、企画提案に係る招請説明書を参照すること。

9 本招請に関する事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 048（829）1038 FAX 048（829）1997

10 その他

(1) この企画提案書の招請手続に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 詳細は、企画提案に係る招請説明書による。
- (4) 本業務の受託者及びその関連企業（会社法（平成17年法律第86号）第2条の規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は、今後発注（予定）するさいたま市新庁舎建設に関する実施設計・施工に係る事業の受注者となることはできない。